提出された意見と意見に対する実施機関の考え方

１　罰則の必要性

寄せられたご意見	考え方
罰則制度は効果があると思われる。	G30プランのもと、平成17年4月に分別拡大を全市展開し、これまでパンフレットの配布、住民説明会等を繰り返し行なうとともに、地域の協力を得ながら取残し啓発や集積場所での指導等を行い、ごみ出しマナーの向上、分別協力を呼びかけてきまいりました。 多くの方々に分別に取り組んでいただいている一方、分別されていない袋等が集積場所に出されることも多々あり、啓発・指導を行っても、一向に改善が進まないケースもあります。 このような中、手間をかけて分別に協力していただいている方が、不公平感を抱かず、やる気を無くさないで今後も分別を続けていただくため、繰り返し指導等を行っても分別ルールを守らない方に対して、罰則を導入します。 また、一生懸命Ｇ３０に取り組んでいただいている方々や地域に、「やっていてよかった」と実感していただき、さらなる行動へとつながっていくよう、資源物の売却収入を活用し、地域へ還元する制度も検討しております。 この罰則の導入や、地域還元によって「Ｇ３０の循環の輪」がより大きく、より強固なものへと発展し、さらなる市民との協働が図られるものと考えています。
悪質なものに科すのなら良いのではないか。	
罰則と同時にインセンティブについても検討してほしい。	
地域を巻き込んだ新たな施策が必要である。	
町内会に対する働きかけをもっとすべきだ。	
近隣住民との連携、地域づくりのほうが分別促進には効果的である。	
罰則制度を設けることは、市民との協働ではなくなってしまう。	
罰金はやりすぎ。	
罰則を設けることはデメリットの方が多い、新たな施策を意見募集などして考えた方がよい。	
罰則ではなく、その他の施策を実施すべき。	
市民に厳しい条件を科すだけで、大きな収益にはならず、市のデモンストレーションではないのか	
費用対効果を考えれば、罰則制度は無駄ではないか。	
罰則を設けた場合、コストや時間が膨大にかかる。どれだけ分別されていないかデータをとれば、効率的な施策ができるのでは。	
G30が達成しているのに、罰則は必要ない。	
モラルの問題であり、罰則を設けるべきではない。	
地域住民間の不信感・嫌悪感のないような施策を行ってほしい。	
行政がそこまで介入すべきでない。	
行政が人を管理しすぎるので反対。	
罰則よりも、分別について、市民教育を行ったほうがよい。	
罰則の制度について議論をしたほうがよいのではないか。	
実施にあたっては十分内容を検討してください。	
市民には当分の間張り紙等をして指導すべき、事業者には罰則。	
分別に関し戸別に周知を行い、それが終わってから条例改正をすべき。	
いきなり過料はおかしい、分別方法PR必要。	
独身寮やアパート、マンションの管理人や大家に、管理責任として罰則適用してほしい。	排出者にルールを守っていただく制度と考えており、独身寮やアパート、マンションの管理人や大家、不動産会社等については、罰則の対象と考えておりません。
不動産会社に対しても罰則の適用を考えるべき。	
分別されていない引越しごみについて、”不動産会社→事業者→市民”の順で罰則の適用するべき	

２　条例改正までの進め方

寄せられたご意見	考え方
罰則について広く周知してほしい。	実施にあたっては、広報物の活用や、ホームページへの掲載などの機会をとらえ、制度の趣旨や手続の流れについて、市民の方々に対し、十分理解していただけるよう周知してまいります。
罰則の制度について議論をしたほうがよいのではないか。	
実施にあたっては十分内容を検討してください。	
慎重に検討してください。	
地域ごとの説明会を実施し、よく周知を行なって上で条例改正を行うべき。	

３　罰則までの手続き・運用

寄せられたご意見	考え方
数回の指導等のうえ、罰則を適用すべき。	分別の徹底に向けては、これまでどおり、地域の協力を得ながら、集積場所での啓発や取り残しなどを行ってまいります。 このような取組を行っても、分別されていないごみ袋等が集積場所に出されていた場合は開封調査等を行い、出された方が判明すれば、ご自宅に伺うなどして、分別ルールを守るよう指導を行います。 この指導によってもご理解いただけない場合は、勧告、命令を行い、それでもなお、ルールを守らない方に対して、罰則を適用していきますが、これら手続きにつきましては、本市職員が責任を持って実施してまいります。
指導等は誰が行なうのか。	
通報者保護のある制度にしてほしい。	
開封調査をする者の特定を条文化してほしい。	
排出者の特定はどのようにするのか。監視員が必要。	
過料を誰が徴収するのか。	
過料を誰が徴収するのかなど運用面が難しいのではないか。	
実効性ある制度を望む。	
勧告はいらない。時間がかかる手続きを省き、素早い対応を望む。	
徹底した指導と罰則が必要。	
徹底した取締を望む。	
経費をかけてでも徹底的に厳しく取り締まる。	
よい制度の確立を望む。	
形骸化された条例にならないようにしてほしい。	
犯人が特定できない場合は通報も一つの手段	
罰則の適用について、過失での罰則適用はやめてほしい。	異なる品目を混載して排出した場合や、排出曜日を誤ってしまった場合などについては、啓発、指導を行ないますが、その際にご理解いただければ罰則の対象とはなりません。 また、高齢者や障害のある方等に対しては、個々に具体的な相談をお受けし、適切に対応してまいります。
障害のある方や、高齢者の方、分別について知らない方について対応を考えてほしい。	
高齢者又誤って出してしまった人への適切な対応を考えてほしい。	
排出した物を開封し調査をすることは、プライバシーの侵害ではないか。	本市職員が行なう分別されていない袋の開封調査は、ごみの分別、リサイクルの促進という公益の確保を目的とした排出指導のために必要な範囲で行うものです。 なお、実施にあたっては、周囲の方に内容物が見られないようにするなど、個人情報の取り扱いには細心の注意を払ってまいります。
ごみにはプライバシーに関わるものが多く、無用なトラブルが起きないよう、細心の注意とチェック体制のあり方をきちんとマニュアル化していただきたい。	

４　事業系ごみ

寄せられたご意見	考え方
市民のほとんどが分別ルールを守っており、事業者に問題があると思う	事業系一般廃棄物は自ら焼却工場等に搬入するか、許可業者に収集運搬を委託することとなっていますが、これをせずに事業系ごみを家庭ごみ集積場所に排出する行為については、罰則の対象とします。
事業者が家庭ごみの集積場所に捨てることに対しても過料を課すべき	
事業系ごみを家庭ごみの集積場所に捨てている事業者がいる。ルールを守らない事業者には厳しい勧告・指導を	

５　罰則

寄せられたご意見	考え方
過料は1000円がよい。	ごみの排出が、生活や事業活動に密着しており、また、ごみの処理責任が本市にあることを考慮し、路上喫煙禁止等のルール違反に対する過料の金額も参考に2,000円以下と設定いたしました。
市民・事業者ともに過料2000円は適当。	
過料は2,000～3000円程度がよい。	
過料をもっと高額にすべき。	

罰則については、過料のみでなく社会奉仕活動等も科すべき。	分別にご理解いただけない方に対する罰則として、今回、過料を考えておりますが、貴重なご意見として承ります。
罰則は街の美化活動に参加させるのはどうか。	
罰則については、ボランティアをさせるのがよい。	
事業者への過料は市民より高額にすべき。	市民の場合も事業者の場合も、分別ルールを守らないという行為自体に変わりはないので、同様の行為に対して過料に差を設けるのは適当でないと考えております。 なお、事業者の場合は事業者名を公表しますので、この点で事業者には厳しい内容になっていると考えております。

６　Ｇ３０の普及啓発

寄せられたご意見	考え方
分別・リサイクルの必要性について周知・ＰＲしてほしい。	市民のさらなる理解と協力を得ていくためには、市民一人ひとりにG30の意義を十分に理解していただき、地域における市民の自主性・自発的なG30行動へと繋げていくことが必要であると考えております。そこで、G30の意義や資源物のリサイクルの状況をはじめとして、ごみ減量に伴う財政的効果や環境負荷の低減効果、資源物の売却額等について、広報よこはまやホームページ、各種雑誌・リーフレットへの掲載、住民説明会等を有効に活用し、繰り返し分かりやすく情報提供してまいります。 また、各区・事務所を中心に市内の幼稚園・小・中学校などに職員が出向き出前講座を行うとともに、子供から大人までを対象として焼却工場の見学会を開催するほか、各種イベント等でG30の普及啓発を図ってまいります。
分別による効果について周知をしてほしい。	
分別排出されたものは有効利用されているのか、実態をPRしてほしい。	
経費に対し、分別のメリットがどれだけあるのか明示してほしい。	
学校教育の中で分別についてPRすべき。	

７　分別方法の周知等

寄せられたご意見	考え方
分別方法が曖昧なものがあるので、分別方法を明確にしてほしい。	ごみの分け方・出し方パンフレットを全世帯に配布するとともに、分別の方法について説明したビデオを各自治会・町内会単位に配布し、住民説明会の開催や、ごみ集積場所における啓発活動などを実施し、広報・ＰＲに引き続き努めてまいります。 なお、ごみの分け方・出し方パンフレットやマナー看板等については、日本語含め5か国語版用意しており、また、市外から転入された方に対しましては、区役所の住民登録の窓口で分別に関する冊子等を配布するなど、引き続き広く周知に努めてまいります。
発泡スチロールや紙の分別方法について分かりにくいところがあり、改善すべきと考える。	
分別方法の明確化、簡略化を望む。	
一般市民にもっと分別についてPR必要であり、定期的な見守りや大型看板の設置、調査、勧告など適宜実施していく必要がある	
分別に関する細かい指導や広報が必要である。	
もっと分別方法を多くの人に周知してほしい。	
分別ルールの勉強や、周知が必要である。	
各町内会に再度分別に関し周知すべき。	
分別等に関して分かりやすいビラなど各戸配布する。	
分別を知らない人への対応を考えてほしい。	
他都市からの転入者に対し分別の周知、指導が必要である。	
主に大学生に分別指導してほしい。	
外国人への分別についての指導・啓発を実施してほしい。	

８　分別啓発・指導

寄せられたご意見	考え方
分別しない人の、分別しない原因を調査してはどうか。	貴重な御意見として、承ります。

取残し方法を改めてほしい。	本市では、分別の徹底・定着に向け、環境事業推進委員や地域の方々と連携して、集積場所での啓発や説明会の開催、マナー看板の設置等の啓発・指導を行うとともに、分別されていないものなどが集積場所に出されていた場合は、取り残しを行っております。確かに、取り残しは、地域のご協力を要するものでございますが、「分別していなくても、同じように回収してしまう」のではなく「一旦取り残す」ことも、分別啓発の一環として必要な取組であると考えております。他の啓発・指導もしっかりと行っていくとともに、取り残しも引き続き実施していきたいと考えておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。
取残ししても収集してしまうのはよくない、取り残し方法を検討してほしい	
取残しによって集積場所は近所の人が困らないようにしてほしい。	
現在の取残し方法ではなく、排出した人に対し指導して、持ち帰らせるようにしてほしい。	
税金を支払っているのだから、全て回収すべきだ。	
普段利用しているところ以外は禁止など、全世帯を対象とし、集積場所の利用方法等について周知してほしい。	地域の方々と相談しながら、マナー看板や分別品目を記した看板等の設置や、集積場所での啓発・指導等の対策を講じてまいります。
集積場所に分かりやすく、ごみ出ししやすくなるような掲示をしてほしい。	
集積場所に掲示してあるマナー看板等を見やすくしてほしい。	
集積場所に近隣住民以外の人が排出しているのを取り締まってほしい。	
通りすがりなど、住民以外の人による廃棄、時間外の廃棄に対する対応をしてほしい。	
集積場所等に監視員を配置してほしい。	
集合住宅対策を考えてほしい。	ごみの分け方・出し方パンフレット等を戸別配布する、説明会を開催する、集積場所で直接指導する、などの方法により繰り返し啓発・指導を行ってまいります。 分別の徹底、定着に向けては、市民一人ひとりがルールを守るようになることが重要であり、不動産業者を通じたパンフレットの配布や、集合住宅管理者等への働きかけも行なってまいります。
不動産業者に対して、パンフレットの配布等を行い、指導してほしい。	
アパートやマンションの集積場所を設置させるように建築許可時点で規制をかけるべき。	
事業者は許可業者に処理を依頼するよう指導してください	事業系ごみを家庭ごみ集積場所に排出していることが判明した場合には、自己処理又は許可業者に委託して処理するよう指導を行っています。

９　その他

寄せられたご意見	考え方
回収の頻度を上げてほしい。	燃やすごみにつきましては、重量で２／３に、容積も半分になっています。現在のごみ量に見合った効率的・効果的な収集を行うこと、他の大都市や県内の都市のほとんどが週２回収集であるという実態を考慮し、週２回にする方向で考えております。 古紙については、資源集団回収を利用できない方がいるなどの状況を踏まえ、月１回収集から月２回収集に変更することを検討しております。 プラスチック製容器包装については、現在でも約９割の世帯で、１週間あたり概ね45ℓ１袋以下で出されていることや、他都市の状況を踏まえ、現行の週１回収集で対応していきたいと考えております。 なお、資源物の持ち込み・回収として、月曜日～土曜日の毎日（9:00～16:00）、各区にございます資源循環局事務所にてセンターリサイクルを実施しており、資源物の回収を行っております。 また、古紙・古布につきましては、市内１１８箇所に設置しております資源回収ボックスでも扱っております。
資源物の収集曜日を増やしてほしい。	
古紙の収集曜日を増やしてほしい。	
燃やすごみの日を減らし、紙類の収集日にし、ごみ出ししやすい環境にしてほしい。	
ごみは毎日出るものであり、曜日等を決められては、分別排出しやすい環境とはいえない。回収の回数、タイミング、時間を再度検討し直し、市民負担を求めるべきだ。	
カラス等小動物対策をしてほしい。	ごみ集積場所の維持管理につきましては、その場所をご利用になられる方々の相互協力により、お願いしているところでございます。カラスによる散乱防止対策としては、カラスよけネットをしっかりとごみ袋に被せるほか、ブルーシートを用いる、ネットの端におもりとしてチェーン等をつけ、隙間からごみを引っ張り出せないようにする、などの方法が有効であると考えておりますので、ご参考にしていただければと思います。
カラス対策が十分でないマンション等、住宅地域の住民への指導等をしてほしい	

<table>
<tr><td>コンテナ等による、回収ボックスを利用した収集方法にしてほしい。</td><td rowspan="2">現在でも、集合住宅でコンテナを分別品目毎に設置し、使用している所がありますが、きちんと分別されていない例があります。
コンテナなどの構造物の中にごみ袋等を排出する方法よりも、排出されたものが、集積場所において外から見える形の排出方法のほうが、ごみの分別排出を促進するためには望ましいと考えております。</td></tr>
<tr><td>品目ごとのコンテナを用意し、分別排出しやすいようにしてほしい。</td></tr>
<tr><td>自治会未加入者が多く分別の周知が行き届きにくい。転入時に行政指導、ルール遵守、自治会加入を義務付けてほしい</td><td>自治会未加入者に対しましても、地域の方々と相談しながら、周知、啓発、指導等を実施してまいりたいと考えております。</td></tr>
<tr><td>住民相互に分別ルール違反を牽制させるため、５～７世帯で1箇所の集積場所にしてほしい。</td><td rowspan="2">ごみ集積場所の設定や移設については、概ね10～30世帯に１か所を基準として、皆様が日常生活の中で出すごみを置く場所であることから、利用される地域の方々の話し合いにより居住している範囲内で場所を選定していただき、収集車の運行や収集作業に問題がない場所であること、及び周辺の交通安全上も支障がない場所であること等を収集事務所で確認のうえ、収集することとしております。
また、ごみ集積場所の維持管理等でお困りなことがありましたら、各区にございます、資源循環事務所までお問い合せ下さい。</td></tr>
<tr><td>市民間のトラブルを避けるため、行政が集積場所を確保するべき</td></tr>
<tr><td>ごみの相談窓口がほしい。</td><td>ごみの出し方や分別方法等で判らないことがございましたら、各区にございます資源循環局事務所で承りますので、お気軽にご相談ください。</td></tr>
<tr><td>ごみの減量化のために経費を使いすぎている。</td><td>事業コストを節減すると伴に、効率的な執行に努めてまいります。</td></tr>
<tr><td>剪定枝の回収をしてほしい。</td><td rowspan="2">現在市内の一部地域で実施しておりますが、今後は受け皿となる資源化施設の処理能力を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。</td></tr>
<tr><td>剪定枝や生ごみの資源化をするべき。</td></tr>
<tr><td>資源集団回収の制度をきちんとしたものにしてほしい。</td><td rowspan="2">古紙などの回収につきましては、資源集団回収を第一と考えており、行政回収は補完的位置づけとしております。これからも、資源集団回収が利用しやすくなるように、働きかけてまいります。</td></tr>
<tr><td>資源集団回収は利用しにくい。</td></tr>
<tr><td>資源物を持ち去っている人を取り締まってほしい。</td><td>本市では、持ち去り禁止の条例を１６年度に制定しています。持ち去りを発見した場合には、条例の趣旨等を説明し、止めさせるようにしています。
車両を使って持ち去りを行っている場合には、発見したらすぐに警察に通報するとともに、収集事務所等へ連絡いただくようお願いします。</td></tr>
<tr><td>ポリバケツの利用により、ごみ袋の減量に努めるべきだ。</td><td>家庭ごみの排出方法は、中身がはっきりと確認できる半透明の袋又はふた付容器で排出としております。
ごみ袋の減量については、貴重なご意見として承ります。</td></tr>
<tr><td>戸別収集にしてほしい。</td><td>戸別収集につきましては、収集にかかる経費が大幅に増える等の理由から、現在のところ集積場所方式で収集を実施していきたいと考えております。</td></tr>
<tr><td>ごみ収集を有料化してほしい</td><td rowspan="2">ごみの減量・リサイクルの推進に有効な手段の一つですが、まずは、市民の方々とともに分別を推進していくことが重要であり、分別が徹底・定着した後、導入の必要性も含め、検討すべきと考えております。</td></tr>
<tr><td>指定袋制度にしてほしい。</td></tr>
<tr><td>ごみ袋を記名式にしてほしい。</td><td>ごみ袋に記名する方式は、集積場所を利用される方々の話し合いにより導入している地域もあり、ごみを出す方に責任を持っていただくためには有効な手段ですが、プライバシーの問題があり、実施については考えておりません。</td></tr>
</table>

報奨金制度よりも、税金を安くしてほしい。	地域還元は、資源物を売却した収益の一部を地域に還元しようとするもので、Ｇ３０に取り組んでいただいた成果を実感していただき、これがさらなる行動へつながっていくなど、分別の徹底・定着に向けた施策の一つとして実施するものでございます。
収集を民間委託すべき。	平成19年度は西区、中区、栄区において家庭ごみ収集運搬委託業務の民間委託を実施しております。 また、今後は退職者の動向、受け皿となる民間事業者の状況等を総合的に考慮し、条件整備を進め、順次拡大する予定です。
ボランティアなどにより、まちのごみ拾い活動を広めるべき。	各区において、地域の方々やボランティアの方々との協働のもと、街の美化活動を広く実施しております。
環境事業推進員へユニホームを配布してほしい	啓発活動に伴う用具等については、各区にございます資源循環局事務所までお問い合せ下さい。
収集職員の言葉遣いが悪い。	応対マナー向上に向けて研修を実施するなどして、指導を徹底してまいります。
分別を積極的に行う地域や事業者名も公表	事業系ごみについては、平成17年度から、大規模事業所を対象に、分別・リサイクルに徹底して取り組んでいる事業所を、分別三つ星事業所として認定し、公表しています。今後は、分別・リサイクルの取り組み状況を評価し、分別二つ星事業所、一つ星事業所についても認定し、公表していきたいと考えております。 地域名の公表についてのご意見につきましては、貴重なご意見として、承ります。
事業者については賛成。ただし、事業者に対する過料は、２千円では効果が弱いと思う。罰するよりも、廃棄物処理業者やその顧客となる業界に呼びかけ、事業者と横浜市が共に納得できる解決策を見出すほうがよい	排出事業者や廃棄物処理業者の意見も聞きながら、Ｇ３０を進めてまいります。
ハンバーガー店にプラスチックと紙の分別を義務づけてほしい	廃棄物処理法により、プラスチックは産業廃棄物に、紙は一般廃棄物に該当することから、排出段階で分ける必要があります。今後も指導を行っていきます。
資源化可能な”古紙”だけではなく、資源化可能な”物”は種類ごとに分別し資源化する分別ルールがよい	古紙以外の資源化可能な物については、資源化を行う施設の状況やリサイクル費用の問題があり、分別を義務づけるのは難しいと考えております。
過剰包装など「ごみの発生源」への対応が生ぬるい	事業者への働きかけは、今後も実施していきます。
罰則を設ける前に、製造メーカーや企業に対し過剰包装の禁止などについて働きかけるべき	
メーカー側も分別廃棄しやすいよう工夫してほしい	
段階的に行ってほしい。まず、事業者を対象に不法投棄を厳罰にしてほしい。	現行でも不法投棄をした者は、廃棄物処理法により、５年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらが併科され、また、法人には１億円以下の罰金刑が科せられることになっており、今回、分別ルールを守らない市民・事業者に対し、罰則を設けることとしたいと考えております。
事業者の収集を民間委託し、余った人員はどこにいったのか。	家庭ごみの分別収集拡大などの事業に配置しました。